

〈午後3時40分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

まず、この場をお借りしまして、2月23日、島道雪崩災害におきましてお亡くなりになられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、発言通告書に基づき、1回目の質問を行います。

1、指定管理者（権現荘）のリスク分担について。

(1) コロナ禍における権現荘のリスク分担について。

昨年の12月定例会において補正予算1,710万円の費目別詳細説明がなく、決算審査特別委員会の集約を行政と議会が黙殺したことは、チェック機能である議会の責任放棄としか言いようがない。改選後の議会改革を後退させるとも残念な出来事であった。

今定例会において補正予算で1,020万円が計上された。光熱費、人件費、食材費、広告費、消耗品費等の赤字のリスク分担分について、議会と市民に分かる詳しい説明を行う考えはあるか。

(2) 鮮魚等のリスク分担について。

① 鮮魚等の食材費は、リスク分担に含まれるのか。

② 3か月間1店舗が独占的に納品することは、地域振興になるのか。また、地域振興とは局地的に行うものか。市内全域ではいけないのか。

(3) リスク分担の算出方法について。

指定管理施設は、施設ごとの目的やSDGsのような政策的な取組や施設の性質によって、リスク分担の割合等が異なる。コロナ禍を機会に明確な計算式の構築は考えているか。

2、子どもの権利条例の制定について。

この条例は「子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」を守ることを主な目的としている。日本では「こども家庭庁」が2023年4月に創設を目指している。子供たちには参政権がないことや未成年ということで、保護者の意向が強く反映する。時としてその保護者に問題があることで、事件や事故に発展することもある。子供たちのためのまちづくりを推進する者として、糸魚川市に子どもの権利条例が必要と思うが、条例を制定する考えはあるか。

3、生活弱者の支援について。

(1) 介護や障害の認定がなく、アルコール依存症など様々な依存症による生活困難者への支援について考えはあるか。

- (2) 聴覚障害者のために「Net 119（緊急通報システム）」の導入の考えはあるか。
- (3) 高齢者等の除雪事故防止策の強化について考えはあるか。
- (4) 高齢者のペットの飼育数について、管理と把握をする考えはあるか。
- (5) 今年の6月1日よりペットにマイクロチップの装着が義務づけられる。装着の補助制度の創設を提案するが、考えはあるか。
- (6) 地域通貨の導入による有償ボランティアについて。

中山間地で買物代行や相乗りをさせてくれる方、ごみ出しや玄関先の除雪、雪踏みなど小中学生や高校生でも有償ボランティアとして参加できる制度の創設を提案するが、考えはあるか。

(7) マイナンバーカードの推進について

- ① 高齢者にカードを持つメリットが分かる具体例は何か。
- ② 金融口座のひもづけについて、安全安心な方法の具体例は何か。
- ③ 近い将来、カードを持っていることで期待できるサービスは何か。

4、大糸線の今後の対応と戦略について。

(1) 大糸線存続の手法について。

一般的にJR、第三セクターによる存続を考えるが、ほかにどのような形態があるのか。

(2) 鉄道とその敷地の公園化について。

- ① 鉄道を温存活用する目的として、長野県立白馬高等学校と新潟県立糸魚川白嶺高等学校の鉄道実習施設として残す提案をする。高校に鉄道学科の創設について検討はできるか。
- ② 観光鉄道の検証コース化にすることはできるか。
- ③ 昭和ブームに乗り、昭和40・50年代を演出する手法はできるか。
- ④ 「銀河鉄道999」、「仮面ライダー電王」、「列車戦隊トッキュウジャー」などのテレビ番組やキャラクターを生かしたレプリカ車両で鉄道パーク化はできるか。

(3) 廃線（鉄道撤去）の場合の条件闘争について。

- ① 松本糸魚川連絡道路の直轄工事について、国に提案できるか。
- ② バス路線とする場合、高齢者でも安心して乗車できる乗り心地のよい車両の導入を求めることはできるか。
- ③ DMV（デュアル・モード・ビークル）の導入について考えはあるか。

5、女性のための環境づくり（男女共同参画運動）について。

(1) 「生理の貧困」の背景について。

- ① 学校や職場等で「生理」と「生理痛」について、男性の理解を深める運動を行う考えはあるか。
- ② 女性にとって「生理は恥ずかしい」という認識を転換する運動を推進する考えはあるか。

(2) 産前産後のサポートについて。

産前産後の女性の負担を周囲が理解できるように運動をする考えはあるか。

(3) 無戸籍者問題とSDGsの取組について。

子どもの特別給付金において、離婚後300日以内に生まれた子供は、前夫の口座に振り込まれるという報道があった。市内の把握はできているか。また、給付の対応はできている

か。

(4) 5歳から11歳までの子供の新型コロナウイルスワクチン接種について。

市のスタンスは推進か、それとも慎重か。どの立場で周知するのか。

(5) 子宮頸がん予防ワクチン接種について。

8年の間、接種期間を逃した方たちによる接種を求める運動があった。当市はどのように対応をしているか。

6、駅北子育て支援施設整備について。

にぎわいの拠点は旧井上商会跡地をメインとしているが、今後、旧東北電力社屋の解体に伴い周辺整備の形が流動的になっている。そこで、どのような立地になるかは分からない段階だが、拠点施設とともに回遊性のあるまちづくりをうたっているため、駅北エリアの空きスペースや空き家等を活用して、以下の項目の検討を提案するが、現時点での可能性についての考えを伺う。

(1) TSUTAYA式の飲食ができる「子ども図書館」の設置について。

(2) 夕日が見えるカフェ（スターバックス等）の設置について。

(3) 市長公約の公営塾の設置について。

(4) デジタル体験館の設置について。

(5) アナログ体験館の設置について。

(6) 理科・数学体験館の設置について。

(7) 外国語日常会話体験館の設置について。

(8) 子供の体幹を鍛える運動体験館の設置について。

(9) クラスでナンバーワンになる秘密基地の設置について。

(10) 各館のインストラクター（先生、お手伝い）として、高齢者等の地域通貨による登用システムの導入について。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

保坂議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、資料を作成し、説明してまいりたいと考えております。

2点目の1つ目につきましては、新型コロナウイルス感染症での利用者減による減収と経費節減を総体的に勘案し、リスク分担といたしております。

2つ目につきましては、広く市内の業者から仕入れを行っております。

3点目につきましては、施設ごとに異なる要素はありますが、可能な限り分かりやすい基準づくりに努めてまいります。

2番目につきましては、今のところ条例制定の考えはありませんが、子どもの権利が尊重されるよう、引き続き子供の立場に立った支援、取組を進めてまいります。

3番目の1点目につきましては、それぞれのケースに応じた相談や経済的困難者への支援を行っております。

2点目につきましては、本年7月1日の運用開始に向け準備を進めております。

3点目につきましては、広報誌等により除雪作業中の事故防止を呼びかけており、引き続き啓発に努めてまいります。

4点目につきましては、民生委員などを通じて把握に努めております。

5点目につきましては、補助制度創設の考えはございません。

6点目につきましては、地域における共助の体制づくりを進めるとともに、地域通貨についても検討してまいります。

7点目の1つ目につきましては、身分証明書や健康保険証としての利用があります。

2つ目につきましては、マイナンバーカードのセキュリティは高いものと考えております。

3つ目につきましては、今後、運転免許証の一体化が予定されております。

4番目の1点目につきましては、大糸線利用促進輸送強化期成同盟会内に設置した振興部会において、持続可能な路線となるための方策について検討を進めてまいります。

2点目につきましては、考えておりません。

3点目につきましては、現在、大糸線や沿線地域の活性化に向けた活動を行っているところであり、引き続き新潟・長野両県、沿線関係者の皆様と共に持続可能な路線となるよう取組を進めてまいります。

5番目の1点目の1つ目につきましては、学校では児童生徒の発達段階に応じて性に関する指導が行われており、「生理」については学習内容に入っております。

2つ目につきましては、生理に関する固定観念を変えることが重要と考えております。

2点目につきましては、育児教室等で産前・産後の大変さを啓発いたしております。

3点目につきましては、離婚後は子供を監護する者を受給者として対応しております。

4点目につきましては、ワクチン接種の効果や安全性についての情報を周知し、その上でワクチンを受けるかどうかご判断いただくことといたしております。

5点目につきましては、接種機会を逃した方は、本年4月から3年間で接種機会を確保することが検討されており、国の方針決定に基づき対応してまいります。

6番目につきましては、市民、民間事業者で動きがあれば支援するとともに、空きスペースを含めた駅北地区の施設等の利用を含め、駅北まちづくりの様々な可能性を検討してまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

それでは、2回目の質問をお願いいたします。

まず、コロナ禍における権現荘のリスク分担についてであります。

リスク分担の補填金額の算出方法なんですけども、私の記憶では、1回目は、令和2年6月の補正で340万、2回目は、令和2年同じく6月補正で3,000、1回目が340万で、2回目が3,000万の赤字に一定割合のものを掛けたもの、3回目は、令和3年12月の1,710万円、

4月から10月の過去の3年間の平均値から、出している金額というふうになっております。

どうも気になっているのは、算出の仕方が、ばらばらであるということもあるんですけども、コロナの影響分の根拠という部分が、非常に漫然としてるのではないかというふうに疑問を持っております。市民から税金を取るときは、均等割とか所得割とか、しっかりしたルールで徴収しております。しかし、リスク分担の補填となると、何か非常に雑駁な計算の仕方という印象を受けます。

関係者の聞き取りや一般質問の答弁で思うことは、能生事務所をはじめとした行政も、権現荘も、また第三セクターである能生町観光物産センターの方たちも、営業の会計を本当の意味で見ることができてないんじゃないかなというふうに疑ってしまうんですね。それはなぜかという、さんざん細かな説明を求めているにもかかわらず、全部雑駁な説明で返ってくる。これは一体何なんだろうかということ非常に疑問を持ってるんですが、過去を遡れば、市直営の時代も非常に会計についての説明って、非常に雑駁だったんですね。

結局何が言いたいかというのは、行政とかは、本当は直営のときも今も、経営の会計部門についてはしっかり見れてないんじゃないか。だから、答弁は非常に雑駁なものになってしまうんじゃないかという、そういう私の結論なんですけども、本当の意味で、会計というものをちゃんと見れるような方がおられるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

これまでの答弁の中でも、少しお待ちいただいたり訂正をさせていただくようなこともありました。詳しい答弁ができないときもありました。大変申し訳ございません。

私も得意なほうではないですが、この職に就くようになってから、権現荘、マリンドリーム等の経営について学ばせていただいております。今後も努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

会計を本当の意味でチェックする人というのが、いるのかという話なんですけども、これは現在、第三セクターが所管というか管轄してる指定管理になります。月に一度、能生事務所とかでミーティングをされて、そのときの売上げだとか、いろんなものを見てると。

ちょっと私、気になってるのは、ここまで雑駁になるということは、市直営のときの教訓が生かされてないのかなと。例えばお酒の受払い簿をつけてるだとか、そういうところがきちんとできてるのか。また、あと権現荘のみならず、マリンドリームさんにつきましては、セブンイレブンが新しく導入されて、なかなか経営が難しいということも間接的に聞いております。そういったところの会計なんかもどういうふうにしてるのかなとか。権現荘に、いい意味で影響があるのか、悪い影響があるのか、そういうところもすごい気になるんですけども。何が言いたいか、要は、誰が責任

を持って、この会計を見て、皆さんにアドバイスしてるのか。その辺ちょっと教えていただきたいんですけども。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

基本的には、会計事務所が入っておりますので、それぞれの会計ごとにきちんと分別されて、決算がされているというふうに承知しております。

また、それらの会計方法につきましては、私のほうが関わっておりまして、今ほどおっしゃったように月1回、権現荘とはミーティング、マリンドリームとはそれ以上のペースでミーティングを行っておりますので、そういった際に確認させていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

ちなみにですが、その会計事務所さんは、市内の方でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

市内の会計事務所です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

それでは、ちょっと具体的にお聞きします。

そもそもリスク分担は、不可抗力による損失補填というものであります。不可抗力分については、権現荘や第三セクターから、本来明確なコロナの影響分ですよと提示があつてしかるべきだと思うんです。そういったものって頂いてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

指定管理者、能生町観光物産センターのほうから、協議書という形でコロナにより収入等がダウンしているという状況ですとか、そういった会計上のものを頂きまして、そちらのほうで今回のよ

うな補填という形で回答させていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

そうなんですよね。いつも私、気になるのは、皆さんの物の見方で、売上げが何か基準になって見られたりしてるんですけども、実際にその説明を受けて、本当に合点のいく問題のない数字だと思ってますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

提出されたものにつきましては、事前の打合せをさせていただき、当市の考えとそぐわないものについては、修正をしていただいた上で提出させていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

いわゆる伝票とかも全部チェックされているのかということなんです。だって、出されたものを、これですと言われて、はいそうですかって信じてても意味ないでしょう。どういった形で確認されているかということなんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

伝票等に関しましては、確認しておりません。

ただ、伝票等につきましては、会計監査等を通っておりますので、そういった方々が確認しているものというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

1つちょっと具体的に言います。

今回の、前回の議会もそうなんですけども、鮮魚について2割上乘せということで話題になりましたけども、本来、鮮魚というのはリスク分担の中に入っている費目でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

本来、鮮魚の仕入れであれば、お客様の数に合わせて調整が可能となりますので、リスク分担とは言えないと思います。

ただ、今般、今月2月で申しますと100人近くのキャンセルが入っておりますので、そういったときには、せっかく仕入れたものが駄目になる可能性というのは持っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

鮮魚といっても、鮮魚ですから加工品とか冷凍品とは違うんですよ。だから、キャンセルがあれば、当然買わなくて済むと思うんですよ。緊急の場合、要は前日キャンセルだと、それはお支払いただくということになってるかと思うんですよ。だから、本来であれば、前回の定例会のときも、鮮魚については問題ありませんという回答が正しかったんじゃないかなと思うんですよ。でもそうではなかったですよ。全然そのまま続けてましたよね。だから、何が言いたいかというと、皆さん、私、費目別の説明をしてくださいと言ってるにもかかわらず、そういう対応してこないということが、この会計怪しいなと思うんですよ。

ここで、提案なんです。市内の会計士さんか税理士さんか知りませんが、セカンドオピニオンの、市外のこういう会計に詳しい方に1回見ていただいて、そういった部分でリスク分担を議会とか市民に分かるように説明していただいて、それから補填すると。こういう仕組みを、構築を早急にしてもらいたいんですけども、その辺の考え方はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えいたします。

今、会計につきましては、会計事務所のほうと委託契約だとは思いますが、そこをお願いするという形でお願いしていますので、今の段階では、セカンドオピニオンという形での、見ていただくというのは考えてはおりません。

ただ、それが経営上といえますか、伝票の仕分がどうか、仕分の科目がいいとか悪いとかというんじゃないで、経営上どうかという判断につきましては、市内の会社になるかどうかというのは別かと思うんですが、どこかに聞くというのも手といえますか、やってみてもという気持ちは、私自身はございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

ちなみにその会計担当をされてる市内の業者というか会計士さんは、何年ぐらい第三セクターの会計を見られているのですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

権現荘の指定管理を受けられてからは、続けられてるというふうに聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

私、権現荘ではなくて、第三セクターの会計かと思って聞いたんですけども、権現荘もあれですか、全く同じ人が見ておられるということではよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

大変申し訳ありません。マリンドリームにいつから関わったかまでは、私は承知しておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

副市長、役員なので、ぜひその辺確認してもらいたいですけども、権現荘の会計の担当と、第三セクターの会計の担当は、同じ人でいいという解釈ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

会社の部門として、それぞれ経理しておりますので、同じ者が担当しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

じゃあ改めて聞きます。

じゃあ第三セクターの能生町観光物産センターの会計の方は、何年ぐらい第三セクターの会計を

見られていますか。一応、株主という立場でお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

会計事務所の方は、平成元年の当初から、マリンドリームの会計を務められているということでございます。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後4時06分 休憩〉

〈午後4時10分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

最初、承知しておらないという回答を申し上げましたが、うちのほうで確認しましたところ、会計事務所につきましては、平成元年の開設当初から、また、担当している職員につきましては、開設当初から1名、それと権現荘の指定管理を受けてからは2名体制で行っているというふう聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

そこで、素朴な疑問なんです。第三セクターは、どちらかというとテナントを貸し出して、テナント料を頂いて運営していくというのが、多分基本かと思えます。権現荘が宿泊事業であるという部分については、技量的には見れるのかもしれませんが、非常にタイプの違う事業体であります。それが、先ほどの市に対して伝票も見せず、こういう数字ですよという報告を受けて、売上げだけ見て、リスク分担こんだけですよと言われて、はいそうですかというふう聞こえるんですね。そうでなければ、前回、前々回のそういうリスク分担の出し方も、何でこんなにばらばらなのかな。何でこんなに行き当たりばったりなのかなというお金の出し方ですよ。340万、3,000万、1,710万、今回また計上されてますけど、どんな根拠で、どんなふうにして、リスクなのか、

コロナの影響分なのか、そこが最大値、一番大事なところなんですよ。全く説明ないですよ、はっきり言って。

何遍も言います。私ら議員として、市民の方にどういうリスク分担でそんだけ補填しとるん。過去の事例でいけば、大体1,500万から2,000万ぐらいの赤字で推移してきてる。今聞いているリスク分担だけで、それにもう同等の赤字分の補填になっていく。コロナだから仕方ないと言い張るかもしれんけども、固定費なんていうのは、別に権現荘に限らずどこの施設だって、みんな固定費かけてますよ、お店開けてる以上。だけど、食品であるだとか何だとか動きがないわけだから、リスクになる分というのは、多分見抜けると思うんですよ。せめて、せめて伝票をずらずらと並べて、こういう根拠がございまして、ここはキャンセル分ですよとあって、そういう説明を受けた上で議会にこの金額になりましたと言わなきゃおかしいんじゃないですか。ただ出された数字、そうですねって。

3,000万のときは、正直言って私、経営も大変だから討論までして認めましたよ。だけど条件いっぱいつけましたよ。後で読んでください。全然守ってませんよ、あなたたち。説明してください。何で守れないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

コロナの影響という範囲をどういうふうに考えるかということかと思えますけども、各費目を見ましても、例えば固定費ですとかそういったものについては、かかってきます。人件費も同じようにかかってきます。そういったものを見ておきますと、コロナによる影響がどの程度のものなのかというような試算ができないものですから、これまでの説明とダブってしまいますけども、過去3年間の平均の収支のところの赤字分まで補填するという方針を出させていただいて、これを各施設同じようなやり方で補填金額を決めさせていただいているということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

根本的に考え方がおかしいと思うのが1つあるんです。なぜか、皆さん支払うことに前のめりなんですよ。違うでしょう。経営者が一生懸命頑張ったんだけど、コロナの影響分で、ここはどうしても赤になってしまうと。これは自分たちの努力ではどうしようもないですよと向こうが説明してくるから、それ相応分の補填をしようということになるわけでしょう。皆さん違うじゃないですか。払う気満々じゃあないですか。おかしくありませんか。そういうルールでしたっけ。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

計算等の方法、考え方につきましては、先ほど考えをお話しさせていただきありがとうございます。私なりに少し考えてみました。

今月、2月末でのお客様の数が148人の宿泊でございました。恐らく、まだ今日の算出ですので、金額確定しておりませんが、収入が、今月は370万円を切るんじゃないかというふうに思っております。それで、各固定費で考えてみますと、保坂議員の通告書にありますような光熱費、人件費などを考えますと、それだけで約300万かかっておりまして、それ以外にも各種諸経費であります管理諸費、また消耗品費、食材費、そういったものもかかってきますので、そういったものを勘案していくと、金額的には大きくなるものですから、これまでの考えどおりの補填の方法でも間違いはないというふうに考えたものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

ちょっと堂々巡りになるんですけども、ちょっと大事なことでもう一回説明させてもらいますね。

固定費、私も分かります。でも、今回ここで一番問題になっているのは、通常分の赤字とコロナの影響分の赤字というところを明確にしておきなさいけんということです。分かります。だから燃料費、当然必要ですよ、お湯温めんきゃいけん。人件費だって、宿を開けてる以上は、最低限、支配人、板長をはじめ、仲居さん等もある程度、最低限の人数は要りますよね、部屋の管理だとか。ただ宴会が入ったり宿泊者がいたときには、その分、増加分が出ますよね。食材についても、定番メニューであれば、必ずそれを出す分の在庫を抱えなさいけん。だけど宴会の分だとか、そういう予約の分などについては、差引きできるわけですよ、予約状況によって。ましてやSDGsではありませんけど、ペレットボイラー導入して、糸魚川市はそういったところを積極的にペレットを使ってやっているんだ。それも固定費で見たらいいですよ。

ただ、コロナの影響分てなったところを明確に言ってもらわないと、通常分の赤字なのか、コロナの分なんだか分からんというところに問題があるんです。皆さん分かってます。本当にコロナの分だと思ってます、今の数字。分かるんだしたら、だから教えてくださいねって言うだけです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

コロナ分というのが、なかなか計算が難しいというのは先ほどの私の答弁と同じなんです。やはり例えばキャンセルの数だけで判断できるのであれば、コロナによる影響というのは、すぐに計算することも可能かと思えます。

ただ、まん延防止、緊急事態宣言、そういった各種制限がかかっている中で、お客様そのものが

減っております。先ほど申し上げましたように今月少ないですが、来月は、さらに少ないお客様になっておりますので、そういったものもコロナの影響だというふうに数字的にはできませんけども、計算できるのではないかということから、先ほど来、説明の計算方法になっているということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

今回、権現荘に限定して言ってるんですけども、今後、スキー場であるだとか、ほかのところもリスク分担で、本当に会計士さんとかにしっかり見てもらって、出していただかなきゃいけないと思ってるんです。だから、一つのモデルケースとして非常に大事なんですね。だから、今みただとね、多分納得できないんです、私。もうちょっと何かきちんとした数字……。

あともう一つ、引かかるところがあって、権現荘につきましては、指定管理料がないですよ。運転資金であるだとか、それは全部、第三セクター任せになってるのかもしれないけども、それもどうなのかな。

翻ってみれば、当初4億円のリニューアルかけたときに、黒字2,000万出すという、あの辺から多分、話がおかしくなっているんだと思うんですよ。本来であれば、第三セクターがどっかから借入れして、運転資金に回して、上がりが出たときに返してもらうという、そういうやり方になるかと思うんですけども、現在そういうやり方でいいですよ、確認です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、指定管理料はない施設になっております。これにつきましては、今回の指定管理の契約の中では、黒字になった場合については、指定管理者が受け取ることができるという数字になっておりますので、戻すような契約にはなっておりません。

また、このやり方につきましては、令和4年まで、現在、指定管理の契約をしておりますので、それ以降の契約につきましては、どのような契約の方法がいいか、また施設の運営の方法もいろいろと考えられると思いますので、どのような方法がいいのか、また検討してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

この件につきましては、相手方である第三セクターが受入れされてるから、私から、本当は指定管理料を設定して、その売上げの増減でというやり方も、理屈が通れば、私はいいと思ってるんですけども。当初から2,000万の黒字出すというところを多分引きずってるんで、そういう結果

になってるかと思っておりますけども。

ただ、今回のコロナについては、もうちょっと説明いただかないと、どうしても納得ができないのと、あと34年間ですか、ずっと第三セクターの会計を見られてる方、言葉は悪いですけど、やっぱりなれ親しみもあるかと思えますし、やっぱりここらで違う目を差し込んでいただいて、特にこのコロナ禍におけるリスクについては、違う目でちょっと算出していただきたいんですけども、それはお約束いただけますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

令和2年度におきましては、赤字分を全てコロナの影響ということで補填いたしました。令和3年度は、そういった考え方を改めまして、過去、コロナの影響前、平成29年、平成30年、令和元年の売上げと、今回の比較をして、その部分を補填させていただくという考え方で、各指定管理施設も同様の考え方でございます。こういった考え方で進めますと、第三セクターにおいても相当額の負担が生じると、そういったような現状となっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

繰り返しになりますけども、ごねてるわけじゃないんですよ。本当のこと言います。

前は、令和2年のときの3,000万、私は賛成討論までして通しましたよ、条件つけましたけど、守ってくれませんけども通しましたよ。

でも、その数字を出してきたのは誰かということなんですよ。まん丸赤字をリスク分担に突きつけてきたの誰ですか、これ。皆さんは、多分出された数字に、はいそうですねと出ただけだと思います。誰出したんですか、この3,000万という赤字、リスク分担で、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

令和2年度につきましては、第三セクターと市のほうで協議をして、その額を算定したというふうに思っています。令和3年度につきましては、そういったことではなくて、第三セクター側から出てきた資料について能生事務所のほうでしっかり精査して、査定をして、先ほど、今回提案申し上げている補正予算の額ということになったものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

何遍も言いますよ。今回の会計士さんは、第三セクターずっと見てこられてる。今回、権現荘も一緒に見てると。プロですよ。リスク分担の協議をして決めますとあって、令和2年のときには、全般的に見て3,000万を出してきてる。

今、正直言います。私、口惜しいんですよ、これを通したから、責任感じておるんですよ。

そのプロがやった数字をうのみにしてしまった自分も情けないですけど、行政も何らチェックしてない。何ら見てない。伝票すらも確認してない。だから、簡単に令和3年度になると、方式変えられるんだと思うんですよ。違いますか。違うんだったら説明してください。何か行政なりの根拠があって、こういう数字を変えてきたんだ。議会から少し注文つけられましたからね。それはまあ差し引いてもいいです。

でも、3,000万の全体の赤字を、全体の赤字をリスク分担として補填するという、これがプロの会計士がやったとするのであれば、やっぱり私は問題かなと思ってますよ。ましてや50%市が株を持つてる会社でしょう。言いたくないですけど、今こういう会計の仕方をされると、権現荘もコンビニも、テナント料の売上げとかも、本当にちゃんときちっと立て分けてるのかなと疑問すらあるんです、私。誰か確認されました。

例えばトイレトペーパー一つ取ったって、権現荘の仕入れと第三セクターの仕入れ、それはむしろ合算して、大量仕入れすれば安く抑えられる。そういうメリットありますよ。でも逆に赤字が出たときに、こっちの赤字目立つなといたら、こっちに調整しましょうとあって、技術的に可能ですよ、今の状態だと。だって、その人に全部任せきりですもん。

だから、セカンドオピニオンのプロの目から差し込んでもらわないといけないんじゃないですかということ言ってるんですよ。本当はしたくないですよ。でもこういう経過があるから、仕方ないじゃないですか、やってもらわないと。多分、皆さんついてこれないから、保坂一人で何か怒ってると思うかもしれませんが、私は納得できませんよ、これ。いかがですか。

だから、調べてもらって正しけりゃ、それでいいじゃないですか。分かるでしょう。調べもらって、違う人から見ても、ああこれ正しいですわって、あかしを取ってほしいんですよ。駄目だったら、駄目だって指摘してもらいたいんです、34年間付き合っただとしても。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

伝票上の経理、あるいは会計の区分については、会計事務所が入っていることから間違いはないというふうに思っています。

ただ、全体の経営としての見方まで、しっかりそこに委ねられているかどうかというのは、確認する余地はあるというふうに思います。これは会計士の方に、こちらからも確認してみたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

念を押しておきますけど、私は信用していないから、信用できるような回答が欲しいと言ってるんですよ。聞いてみますじゃ駄目なんです。結果報告をくれるかどうか聞いてるんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

今日この場で、私が回答できるものを今持ち合わせておりませんが、調査した上で、どっかの段階では、回答させていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

井川副市長におかれましては、そこの役員でもありますし、50%株主という、そういう重い責任もごさいます。むしろ客観的にしっかりその辺も調査されて、これから第三セクターを本当によりよくしていこうと思うのであれば、やはり一度チェックされたほうがよろしいかと思ひます。

私、能生マリンドリームにつきましては、いろんな期待というか、今後のいろんな展開があると思ひておりますので、そのためにもやっぱり会計は、きれいにさせていただきたいという別の目的もごさいますので、とにかくきれいにしといていただきたい。そうしないと、今度の道の駅、例えばリニューアルであるとか、いろんなことがいい話が展開されたときに、それが邪魔になってしまひますので、ぜひそこはチェックしていただきたい。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

市としても会計の状況を、決して隠してるというわけではなくて、しっかり皆さんから理解していただきたいですし、それによって応援も頂きたいというふうに考えています。その部分については、明らかにしたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

大いに期待をして、その回答を待ちたいと思ひます。なるべく早くお願いいたします。

次に、2番目の子どもの権利条例の制定であります。

これにつきましては、たしか新潟市、柏崎市等でも制定されているかと思えます。子供の立場を尊重するという姿勢は、市長の答弁頂いたんですが、むしろこれを制定するのに何か壁になっていること、課題になっていることがあるのであれば、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

条例制定に係る課題だとか、そういったところは、特にないというふうに思っています。

全国でも多く自治体が制定していることは、私も承知しているところであります。県内でも上越市なり新潟市も制定をしております。

条例の制定には、やはり必要性だとか、有効性、あるいは効率性といったことが求められるんだろうなというふうに思っておりますので、県内でもそういった制定しているところに少しお話を伺ってみたいなというふうには思っていますが、今のところ市としては、市長答弁のとおり、条例制定の考えはないというお答えをさせていただいたところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

さっき、1回目の質問でも伝えたとおりであります。今、いろんな事件・事故、子供を取り巻く環境が、悲しい事故がたくさんございます。子供たち自身は、もうどうにもできないことがほとんどです。そこに関わる大人たちの目配せといいますか心配りといいますか、そういったもので防げる事件・事故もあったかと思えます。そういった意味で、やっぱりSDGs、第3次計画にも盛り込んでもらい、誰一人取り残さないという理念に立ったときには、特に弱者である子供について、糸魚川市しっかり見守っていきますよというアピールもしていただきたいですし、現に子供に関する事業は、私、糸魚川市は本当に頑張っていると思っております。そういう意味でも、尊重するとは言われてますけども、見える形にして、ぜひいただきたいと思うので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいんですが、改めていかなるものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

靄本教育長。〔教育長 靄本修一君登壇〕

○教育長（靄本修一君）

お答えいたします。

ご指摘の子どもの権利条例については、大事な4つの観点が示されています。今現在も、糸魚川市では子どもの権利をできるだけ尊重する形でもって、みんなで組織を挙げて取り組んでいる最中でございますけれども、そういった4つの観点が、正しく機能してるかどうか、その実現に向けて、今進んでるかどうかというような部分についてもチェックをかけていきたいなというふうに思っています。

特に4つの観点の中で、参加する権利というふうな部分、社会に参加する権利というふうな部分については、今まで糸魚川市で取り組んできた部分の中で、ちょっと弱いような時点にも私は捉えています。その辺の分野も含めて、特に高校生の社会参画というような部分も絡めましていうと、大変大事な項目になってまいりますので、総合的に研究しながら、他市の事例なども学びながら、そして、糸魚川市の実態についても、よく細かく見ながら条例制定を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

ぜひ検討をお願いいたします。

すみません、ちょっと時間がなくて、次に、大きい3番の（4）番、（5）番ですね。ペットについてであります。

今回6月にマイクロチップの装着が義務づけられます。この機会に、やっぱり飼育の把握をセットで考えてもらいたいんですね。そうすると、変な話、500円でも1,000円でも、補助を出すことによって、飼育状況が把握できるという一石二鳥の取組になるかと思っておりますので、ちょっと前向きに検討していただきたいんですが、その辺いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えします。

高齢者の方々の飼われてるペットという部分では、今ですと令和元年に実施しているところがあります。そういった中での実態を今把握しておるわけでありまして、いずれにしましても、ペットちゃんを飼っていくという中では、やはり飼い主としての責任の下でペットの命も守っていただきたいというところでございます。そういった中で、現在のところは、まず、自己責任の中で飼っていただくという観点から、私どもほうでは、補助のほうは今現在考えていないというところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

ほかの自治体、横浜市とか名古屋市、大きいところで福岡市とかもいろいろそういう事業をやっておりますので、またぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

ちょっと時間がないんですけども、次は、大きい5番の（4）番、5歳から11歳までの子供のワクチンであります。

私としては、ワクチン推進をしていただいたほうが、感染抑止になると思って、お願いしたいほ

うなんです、ただ、先ほども言った保護者の意思、考え、いろいろあります。先ほども、ほかの分野でしたけども、ちょっと問題になったと思うんですが、要は、子供の世界で打つ・打たないとか、それが今度、学校現場で打つ派と打たない派みたいな、その考えおかしきよみみたいな、そういう問題に発展しないように配慮をぜひしていただきたいんですね。その辺の取組方は、いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺市民部長。〔市民部長 渡辺成剛君登壇〕

○市民部長（渡辺成剛君）

お答えします。

基本的には、今おっしゃった子供の中の話というのは、まさに同調圧力という言葉なんだと思います。同調圧力を起こさないような取組、これが非常に大事なのかなと思っております。

私ども、接種券を各ご家庭にお送りします。一方で、学校で周知の案内文書を入れるかどうかという議論をしました。その中で、やっぱり入れてしまうと今おっしゃったような部分のおそれがあるだろうということで、学校への案内、学校を通じて保護者なり子供たちに案内文書を送るという方法は、取らないことにしております。

いずれにしても、同調圧力を生まないように保護者の判断の中で接種をしていただきたいと。ですので、接種体制は推進という立場で、機会はつくりましますけども、それ以降につきましては、保護者、子供さんの判断の中で接種をするかどうか、判断していただく中で取組を進めていきたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

そうなんです。その下の（5）番の子宮頸がん予防ワクチンについてもそうなんです。8年前、接種したときにいろんな副反応が出たりとか、あと、少し重い症状が出たりとかというのが話題になって、少し国のほうもブレーキをかけた経過がございます。

逆に、今度受けたい人にしてみれば、またそういう情報がよくなかったということで、去年ぐらいいから、やっぱり高い、予防接種がすごく高いものであるから、出していただきたいという女子学生さんが結構運動したりとか、そういうことがございます。

とにかく、自分たちの家庭での自由意思で打てるという、そういうところを強調しながら、ただ感染抑止、重篤化を防ぐという部分をしっかり正しい情報を流していただいて、推進というか周知をぜひやっていただきたいんですけども、これは今言った子供の部分でもそうですし、高齢者もそうですし、子宮頸がんワクチンでもそうなんです、そういった丁寧な情報の提供、また、各機関、各部門でも丁寧にやっていただきたいと思うんですが、その辺念入りをお願いしたんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

ワクチン接種の効果ですとか、安全性を十分周知した上で、個々に判断してもらいたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

本日は、これにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後4時40分 延会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員